



鳥取県公報

平成12年 3月21日(火)
号外第12号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	字の区域の変更 (2件) (市町村振興課)	1
	字の区域の変更等 (2件) (々)	2
	土地改良法による換地処分 (4件) (農村整備課)	4

告 示

鳥取県告示第175号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定による鳥取市が行う土地改良事業に係る砂見地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成12年 3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域(平成11年11月11日現在の地番による。)
中砂見字赤田	中砂見字赤田のうち251の2、261の1、262の2、262の3、263から265まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
中砂見字滑ノ下	中砂見字赤田251の2、261の1、262の2、262の3、263から265まで及びこれらと一体をなす国有地 中砂見字滑ノ下の全域

鳥取県告示第176号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る東因幡地区上荒舟工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成12年 3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する 字 の 名 称	同左の区域 (平成11年10月1日現在の地番による。)
大字上荒舟字余戸 向	大字上荒舟字余戸向の全域 大字上荒舟字中山743の2、743の3
大字上荒舟字下土 居	大字上荒舟字下土居のうち40の2の一部、41の1の一部、41の2の一部及びこれらと 一体をなす国有地の一部以外の区域
大字上荒舟字堂ノ 本	大字上荒舟字下土居40の2の一部、41の1の一部、41の2の一部及びこれらと一体を なす国有地の一部 大字上荒舟字堂ノ本の全域
大字上荒舟字中山	大字上荒舟字中山のうち743の2、743の3以外の区域

鳥取県告示第177号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条において準用する同法第54条第4項の規定による鳥取中央農業協同組合が行う土地改良事業に係る沢山地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成12年 3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字 の 名 称	同左の区域 (平成11年 8月 5日現在の地番による。)
古川沢字上張坪	古川沢字上張坪のうち311の一部、496の7の一部、496の9の一部、496の32の一部、 496の33の一部、497の1の一部、497の2の一部、497の6の一部、497の40の一部、4 98の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 古川沢字堂ノ空436の5の一部 古川沢字西平443の一部、444の一部、458の一部及びこれらと一体をなす国有地 古川沢字下張坪谷501の4の一部、501の6の一部
古川沢字下張坪	古川沢字上張坪311の一部、496の7の一部、496の9の一部、496の32の一部、496の3 3の一部、497の1の一部、497の2の一部、497の6の一部、497の40の一部、498の一 部及びこれらと一体をなす国有地 古川沢字女男岩のうち378の一部、379の一部、380、381の一部、384の一部、385、38 6、387の一部、392の一部、393の一部、396の一部、397、398から400までの一部、40 2の一部、403から406まで、407の一部、410の一部、411、412の一部、413の一部、41 4、415及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 古川沢字堂ノ空435の一部、436の1の一部、436の4、436の5の一部、436の7、436 の8 古川沢字下張坪谷のうち501の4の一部、501の6の一部以外の区域 古川沢字女男岩峯の全域

	古川沢字下張坪の全域
古川沢字堂ノ空	古川沢字堂ノ空のうち435の一部、436の1の一部、436の4、436の5の一部、436の7、436の8以外の区域
古川沢字西平	古川沢字西平のうち443の一部、444の一部、458の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
古川沢字大塚谷	古川沢字女男岩378の一部、379の一部、380、381の一部、384の一部、385、386、387の一部、392の一部、393の一部、396の一部、397、398から400まで的一部分、402の一部、403から406まで、407の一部、410の一部、411、412の一部、413の一部、414、415及びこれらと一体をなす国有地 古川沢字大塚谷の全域

廃止する字の名称	古川沢字下張坪谷、古川沢字女男岩峯、古川沢字女男岩
----------	---------------------------

鳥取県告示第178号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る東因幡地区石井谷工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成12年 3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成11年10月1日現在の地番による。）
大字石井谷字向イ田	大字石井谷字向イ田のうち171の2の一部、171の6の一部、172の1から172の3まで的一部分及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字石井谷字尾鼻262の2、262の3と一体をなす国有地の一部
大字石井谷字早稲田	大字石井谷字向イ田のうち171の2の一部、171の6の一部、172の3の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字石井谷字早稲田の全域 大字石井谷字宇和台の全域 大字石井谷字道ノ木田190、191の1、191の3、191の4、192の2、193の2、193の3、194の2及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字石井谷字大榎246の1、246の3、246の4及びこれらと一体をなす国有地並びに246の2、247、248と一体をなす国有地の一部 大字石井谷字尾鼻252の2から252の4まで、253の2、254の4及びこれらと一体をなす国有地並びに260と一体をなす国有地の一部
大字石井谷字道ノ木田	大字石井谷字道ノ木田のうち190、191の1、191の3、191の4、192の2、193の2、193の3、194の2及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字石井谷字大榎	大字石井谷字大榎のうち246の1、246の3、246の4及びこれらと一体をなす国有地並びに246の2、247、248と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字石井谷字尾鼻	大字石井谷字向イ田171の2の一部、172の1から172の3までの一部 大字石井谷字尾鼻のうち252の2から252の4まで、253の2、254の4及びこれらと一体をなす国有地並びに260、262の2、262の3と一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称	大字石井谷字宇和台
----------	-----------

鳥取県告示第179号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区上荒舟工区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成12年 3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区石井谷工区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成12年 3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鳥取中央農業協同組合が行う土地改良事業に係る沢山地区の換地処分をした旨があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成12年 3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第182号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る砂見地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成12年 3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博